

第 5 回 筑 後 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 2 年 11 月 5 日 午後 1 時 32 分～午後 2 時 34 分

場 所 中央公民館 視聴覚室

出 欠 者 出席者 14 名 欠席者 1 名

議 事 1. 開 会

2. 議事録署名人の指名

3. 付議事案

報告 第 1 号 賃貸借の合意解約について

報告 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
解約について

議案 第 1 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権
移転について

議案 第 2 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
移転について

議案 第 3 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
変更について

議案 第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権
設定について

議案 第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 閉 会 協議（報告）事項

出席委員（14 名）

1 番 吉田 孝行

2 番 中村 伸秀

3 番 古賀 重満

4 番 岡本 義照

5 番 近藤 茂

6 番 井寺 知江子

7 番 成清 輝美

8 番 角 豊明

9 番 中村 浩章

10 番 北原 良輝

11 番 城戸 慎吾

12 番 （欠番）

13 番 城戸 孝行

14 番 富安 春二

16番 坂本 好教

本会議に欠席した農業委員（1名）

15番 田中 登

会議に出席した事務局職員

事務局長 田中 幸裕

担当係長 江崎 晴公

午後1時32分 開会

○事務局

こんにちは。間もなく会議が始まりますので、携帯電話の方は、マナーモードにさせていただきますようご協力をお願いいたします。

○議長

皆さん、こんにちは。皆さん大変お忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。只今から、第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。本日は、報告事項が2件、議案が6件でございます。慎重なるご審議と、円滑な会議の進行にご協力をお願いいたします。なお、発言される委員は、議長の許可を得てから発言されますよう、お願いいたします。次に、議事録署名人の指名を行います。本日の委員会の議事録署名人には、9番の中村浩章委員、10番の北原良輝委員をお願いいたします。

それでは、報告事項にはいります。報告第1号及び報告第2号について、事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借の合意解約について

次のとおり、通知があったことを報告する。

令和2年11月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、所在、常用、地目、田、1筆、面積2,350平米、貸人、太宰府市の_____さん、借人、常用の_____代表相続人_____外3名でございます。解約理由は、借

人の死亡に伴って離農による合意解約となっております。

次に、議案書の2ページをご覧ください。

報告第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権解約を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので報告する。

令和2年11月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、所在、前津、地目、樹園地、2筆、面積計、1,352平米、貸人、前津の____さん、借人、前津の____さんです。解約理由は、転用のための合意解約となっております。この他、利用権の解約は2項から8項までございますけども、ご参照をお願いし、説明は省略させていただきたいと思います。報告の説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございました。報告事項を終わります。

次に、議案第1号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは議案書の5ページをお願いいたします。

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の所有権移転を行いたいとして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年11月13日 公告予定

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別は所有権移転でございます。第1項 所在、長崎、地目、田9筆、畑1筆、面積計、9,455平米、渡人、公益財団法人福岡県農業振興推進機構、受人、長崎の____さんです。利用目的は米麦、売買価格は総額____円、本案件は、中間管理事

業を活用されて、9月の総会の時に長崎の_____さんから推進機構へ所有権移転がされた案件となっております。説明は以上でございます。

○議長

議案第1号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

○委員(5番)

確認ですけど、今までは基盤法の所有権移転は農用地内の農地ということで青地がほとんどでしたけど、今回青地と白地が混ざっておりますけれど、こういう場合青地と白地の組み合わせでもいいということでしょうか、これは運用かなにかでそのようになっているのでしょうか。

○事務局

農用地利用集積計画につきましては、青地が対象とされてこれを活用とすることでいろいろ税制優遇などあるんですけども、その青地を取り扱う中で同時に白地があるのであればそれも貸し借りの業務としてだけは同時に手続きが出来るという運用で中間管理事業でも取り扱ってもらっていますけど、ただ、いろいろな優遇についてはですね特段、白地については発生しないと。こういった議案とか契約の中身としては一緒にするけれども、というだけのことになります。

○委員(5番)

優遇措置は該当しない、ということですね。ありがとうございました。

○議長

他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第1号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第2号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書6ページをお願いいたします。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権移転について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権移転を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会へ通知があったので付議する。

令和2年11月13日 公告予定
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別：貸借権移転、第1項、所在、熊野、地目、樹園地、面積、913平米、貸し人、熊野、_____さん、同じく、熊野の樹園地、1,284平米が、熊野の_____さん、借り人は前津の_____さんです。利用目的はお茶で、旧、借人の_____さんから息子さんの_____さんへ変更されるということになっております。

議案第2号の説明は以上でございます。

○議長

説明が終わりましたけれども議案第2号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第2号について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、議案第3号を提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権変更について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積の利用権の変更を行いたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和2年11月13日 公告予定
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別、貸借権変更、第1項、所在、古島、地目、田1筆、面積、4,792平米、

こちらは、貸し人、借り人、の変更はございませんが、面積が古島 1 1 4 番の一部の 3,150 平米のみが利用権設定をされていたものです。それを、今回、全部の 4,792 平米、そして借賃を反当たり _____ 円に変更されるものでございます。

議案第 3 号の説明は以上でございます。

○議 長

説明が終わりましたので議案第 3 号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第 3 号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第 4 号を提案いたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議案書 8 ページをお願いいたします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画の利用権設定について

農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画を定めたいとして、筑後市長西田正治から本委員会の決定を求められたので付議する。

令和 2 年 11 月 13 日 公告予定
筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

権利種別、貸借権設定、第 1 項、所在、長浜、地目、田 3 筆、面積計、3,111 平米、利用権、使用貸借、貸人、長浜の _____ さんと _____ さん、借人、長浜の _____ さん、利用目的は米でございまして期間は 5 年間でございます。利用権設定につきましては、この他 29 ページの 31 項までございますけれども、説明を省略させていただきまして、集計のほうに移らせていただきたいと思います。議案書の 30 ページをお願いいたします。

今回、（ ）書きの中の数字は全て 0 で、中間管理事業分はございません。

資料左の総計から説明いたします。田、61件、面積、180,323.76平米、畑、10件、面積、22,627平米、合計で71件の面積202,950.76平米となっております。

その下の表をご覧ください。新規・再設定別では、新規が16件、再設定が55件でございます。通年・期間借地の別では、通年が59件、期間借地が12件。小作料納入別では、金納が36件、物納が16件、耕起代掻が12件、使用貸借が7件でございます。右の表をお願いいたします。貸借期間別でございますが、1年が9件、3年が32件、4年が1件、5年が18件、6年が3件、10年が8件となっております。議案第4号の説明は以上でございます。

○議長

説明が終了しました。議案第4号について、質問のある方どうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。議案第4号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございます。承認することにいたします。

次に、議案第5号を提案いたします。本日の農地法第3条の案件は9件でございます。それでは、第1項について事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案書31ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

令和2年11月5日 提出

筑後市農業委員会 会長 坂本 好教

第1項、契約、売買、所在、長浜、地目、畑1筆、面積611平米、渡人、長浜の_____さん、受人、長浜の_____さんです。申請事由は渡人の財産整理のためで、作物は茶、売買価格は総額_____万円でございます。説明は以上でございます。

○議長

第1項について、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

今、事務局から説明のあったとおりでございますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議 長

それでは説明も終わりましたので、第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第1項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積計970平米、渡人、前津の_____さん、受人、前津の_____さんです。申請事由は渡人の経営規模縮小のためとなっております。売買価格は総額の____万円となっております。説明は以上です。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長

説明が終了しましたので第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。第2項について許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので許可することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地1筆、面積1,312平米、渡人、前津の_____さん、受人、前津の_____さんです。申請事由は受人の経営規模拡大のためとなっております。売買価格は総額で____万円とされております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

はい、只今事務局の説明どおりであります。審議の方よろしくをお願いいたします。

○議 長

説明が終了致しました。第3項について質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第3項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第4項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

32ページの第4項をお願いいたします。第4項、契約、売買、所在、一条、地目、田1筆、畑1筆、面積計で815平米、渡人、西牟田の_____さん、受人、一条の_____さんです。申請事由は耕作困難のため、渡人の希望となっております。売買価格は総額の____万円とされているところでございます。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明が終了しました。第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第4項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第5項でございますが、これは第6項と同じく家族間の贈与の議案となっておりますので、第5項と第6項については続けて説明を受けて、それぞれに裁決をとりたいと思います。それでは続けて事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい。それでは第5項、契約、贈与、所在、蔵数、地目、畑2筆、面積計の1,032平米、渡人、蔵数の_____さん、受人、蔵数の_____さん、こちらは親子となっております。続きまして、第6項、契約、贈与、所在、蔵数、地目、畑1筆、面積1,163平米、渡人、蔵数の_____さん、受人、蔵数の_____さん、こちらの方は夫婦となっております。先ほど会長の言われたとおり家族間の贈与となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

5番と6番は今、事務局の説明のとおりです。ご審議方よろしく願いいたします。

○議 長

それでは説明が終了しました。第5項及び第6項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委員（1番）

単純な質問ですが、同一世帯の場合には経営面積は同一で良いと聞いておりましたが、娘さんについては住所が番地が違うけん、別世帯のときも基本的に同一経営者との範囲の理解でいいとですかね。

○事務局

農業委員会の住所というか経営体の考え方は特段ですね、住民票と同じでは無く、同一経営であれば同一経営体としてですね処理をさせていただきます。農政区の世帯をイメージしていただければと思いますけれども、親子間で隣に別々に住んであっても同一とか、そういう取扱いでさせていただいているところです。

○議長

いいですかね。（はい。）他にありませんか。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

先ず、第5項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第6項について採決をとります。第6項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第7項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第7項、契約、売買、所在、野町、地目、田1筆、面積393平米、渡人、野町の____さん、受人、野町の____さん、申請事由は耕作困難のため、渡人の希望となっております。売買価格は総額____万円となっております。説明は以上でございます。

○議長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今の事務局より説明のとおりです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長

説明が終わりました。第7項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第7項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第8項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

33ページの8項をお願いいたします。契約、売買、所在、野町、地目、田3筆、面積計の232平米、渡人、野町の_____さん、受人、野町の_____さん、申請事由は規模縮小のため、渡人の希望とされております。売買価格は総額で____万円となっております。説明は以上でございます。

○議 長

それでは担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議 長

それでは第8項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第8項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、第9項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第9項、契約、贈与、所在、下北島及び折地、地目、田3筆、畑1筆、面積計の2,782.15平米、渡人、福岡市南区の_____さん、受人、折地の_____さん、申請事由は耕作困難のため、渡人の希望となっております。関係はご親戚ということでございます。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今の事務局の説明のとおりでございます。皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明は終了いたしました。第9項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

第9項について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、許可することにいたします。

次に、議案第6号、農地法第5条の転用でございます。本日の案件は5件でございます。それでは、第1項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書34ページをお願いします。

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので付議する。

第1項、契約、賃貸借、所在、筑後市大字前津、地目、田、1筆、面積、1,196平米、貸人、前津の_____、借人、久留米市の_____、申請事由につきましては貸駐車場整備となっております。こちら____さんはお医者さん、医師でございまして、今後この貸駐車場の隣接地に病院を建てられる予定となっております、その駐車場となっております。台数と致しましてはこの面積で46台ほど車を駐車するスペースを確保するという計画となっております。内訳といたしましては、病院及びこちらデイサービスも行われる予定ですので、30台ほど職員駐車場とされております。と、来客用に16台ということで計画をなされているところです。場所の確認をお願いします。地図の1Pでございます。（地図により位置説明）令和4年1月の開業予定となっております。こちらの方の農地区分につきましては、地図の下の方に山ノ井川がありましてこちらで一つ分断がされます。_____北側に442が通っておりますけれどもこれで一つ分断ということで、農地区分といたしましては第2種農地という判断をしております。こちらの農地につきましては令和2年の9月に除外が完了しているところでございます。賃借料につきましては月約____万円ということで計画がなされております。説明は以上です。

○議長

次に、担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今、事務局の説明どおりであります。地図は1ページに添付されております。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長

説明も終わりましたので、議案第6号第1項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第1項について、承認することに賛成の方、挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

全員賛成でございますので、承認することにいたします。

次に、第2項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第2項、契約、賃貸借、所在、熊野、地目、畑、3筆、面積3,984平米、貸人、熊野の_____、借人、京都市の株式会社_____代表取締役_____、申請事由につきましては太陽光発電設備設置ということになっております。場所の確認をお願いします。地図の2Pとなっております。（地図により位置説明）こちらの方で太陽光を設置されまして、パネルが1280枚程度設置されます。325KW発電ということになっておりまして、売電開始予定といたしましては計画といたしましては令和3年の3月19日を予定されております。農地区分につきましてはこちら用途地域となっておりますので第3種農地という判断をしております。太陽光につきましては第1種農地は設置できないけれどもそれ以外なら設置していいということになっております。賃借料につきましては月____万円という計画がなされております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局の説明どおりであります。地図は2ページについております。審議のほうよろしく申し上げます。

○議長

それでは、説明も終わりましたので、第2項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第2項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第3項について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第3項、契約、売買、所在、前津、地目、畑、1筆、面積、895平米、渡人、大木町の_____、受人、筑後市大字徳久の_____株式会社代表取締役_____、申請事由につきましては、共同住宅建設ということでアパートを1棟建設予定となっております。8世帯入る建物という計画になっております。こちらのほう場所の確認をお願いします。地図の3ページとなっております。（地図により位置説明）今回申請地の右側の農地なんですけれども、現時点でまだ隣接同意がとれておりませんので、近日に隣接者と協議を行うということで、印鑑を貰う努力をするという話を聞いています。もし取れなければなぜ取れなかったかという理由書を添付するという形で話をしております。大まかに現在なんで隣接同意が取れ無いかについては行政書士の話ではこのアパートの建設するに当たって不服は無い模様です。ただ隣接者同士が親族関係にあって、国調（国土調査）の時に面積が、片や今回の申請地のところはちょっと面積が増えたと、片や隣接者の方については減って、そこら辺から隣接同士の関係がうまいこといかないような感じですが、ただ、今のところ説得中でありまして、ただ、説得が出来ないようであればなぜ取れなかったかという理由書をとってもらおうという形で進めさせていただきます。こちらの農地区分につきましては、農地が広がっておりますので第1種農地という判断をしております。売買価格につきましては総額_____万円、坪単価の約_____万円となっております。もう一つ付け加えますと、今回の申請地につきましては耕作放棄地の該当する土地でございます、農業委員会としても解消に一役かったというような感じとなっております。説明は以上です。

○議長

担当委員の説明をお願いいたします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願ひい

たします。

○議 長

それでは説明も終わりましたので、第3項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

○委 員（1番）

ちょっと確認なんですけど、今説明があったように第1種農地ということでは言われましたけど耕作放棄地ということですが、周りにもきちんと承諾を取れていないという状況の中で転用許可というのは、第1種農地ですというのは何も問題は無いんですかね。

○事務局

すいません、説明が不足しておりました。第1種農地でございますけれども、申請地の南というか（地図の）下の方に宅地がありまして、集落接続という例外規定に該当するという判断をしております。それと、隣接同意につきましては基本的に付けて貰うことで進めてますけれども添付できなければなぜ出来ないかの理由書をいただくということで申請受付という形になります。

○議 長

いいですかね。

○委 員（1番）

集落接続やけん第1種でも問題無かというなら。

○委 員（3番）

今の件で近隣承諾のなかった場合はその説明文書がつけばオッケーということですかね。

○事務局

あの、近隣の承諾というのは農地の転用にあたってですね、そもそも周りの農業に支障を与えないかどうかの判断の一つとしてですね周りの方の確認を、その方の署名捺印がいるというわけでは無くて、様式も周りの方の誰と誰に説明をして了解を得ますという本人の届け出の添付をしていただいている状況なんですけど、あくまで転

用を目的とする場合に農業委員会や県の方で判断する材料の一つとして、どんな支障が出ているのか、周りが支障が無いと考えているのどうかあたりを確認するための資料ということになっております。

○議 長

いいですか。

○委 員（13番）

荒れ地になっていると仰いましたけど、隣が身内なら隣も荒れ地になっているんですかね。

○事務局

そうです。この一帯青く塗っているところの右側ともう一つ大きいくくりの農地です。ここまで含めて耕作放棄地になっています。

○委 員（13番）

分かりました。ありがとうございました。

○議 長

他にありませんか。

○事務局

先ほど隣接同意の話で質問があったんですけど、なるべく基本的に付けていただくと、もう一つが水利の承諾ですね、なるべく付けていただく努力をして下さいという話はしてます。後でトラブルになったときのことを考えてなるべく添付をお願いします、ということで事務局の方では対応しています。

○議 長

無いならないでいいわけ。

○事務局

なぜ、出来なかった理由書を付けていただく。

○事務局

理由如何で例えば隣が嫌いやけんという理由に対してどういう判断をするかとかです。ね、そういったことになる、農業上は特段問題があるのかどうかとうことでいけば、

今のところ同意を貰っていない理由としては随分前の国土調査の時の成果の方で面積的に気に入らないというのが今のところ理由のようですということまでですね。

○委員（10番）

でも、そこで印鑑を押して線は決まっているっちゃろ。

○事務局

はいそうです。もう登記上は確定している。

○委員（10番）

争いようが無いよね。

○委員（13番）

各地区によってまあ、地域によって違うけんですね。

○議長

形だけ貰ようるっちゅうことかね。

○事務局

そうですね、周りど農地の転用をもってトラブルにならないようにきちんと説明して下さいという意味合いが強いですね。

○委員（13番）

百姓仕事しているものからしたら確実にそのあたりは承認を貰ってして貰った方が百姓している者も後で困らんけんですね。中途半端でして貰っているとまた、いろいろ喧嘩になったり揉めたりせやんけんですね。

○事務局

委員さんが言わっしゃるごつ、農業委員会としてもこれを認めてごちゃごちゃ言われたくないけんですね、努力はして下さいという話で。

○事務局

そういつてある隣の人も耕作放棄地をもってあるということやんね。農業に困っている意味では無いというところがですね。

○事務局

ちょっと感情的なところが働いている状況。

○議 長

他にありませんかね。

【質問なし】

それでは質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第3項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

次に、第4項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案書の35ページをお願いします。第4項、契約、売買、所在、前津、地目、樹園地2筆、面積、1,352平米、渡人、前津の_____、受人、八女市の_____、こちら有限会社_____というトラックの修理工場を経営されております。申請事由につきましては貸駐車場整備ということで、この社長さんが転用されて経営する有限会社_____に駐車場として貸されると、内容といたしましては修理を要するトラック25台を駐車するスペースの確保ということで計画がなされております。場所の確認をお願いします。地図の4ページでございます。（地図により位置説明）こちら雑種地が真ん中に一体利用地として81平米、今回の計画1,352平米と81平米併せて1,433平米で駐車場を整備するという計画となります。こちらの青く塗りつぶしているところは平成2年9月11日に除外が完了している農地でございます。売買価格につきましては総額_____万円、坪単価の約_____円となっております。説明は以上です。

○議 長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

只今事務局より説明のあったとおりでございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議 長

説明が終わりましたので、第4項について、質問のある方はどうぞお願いいたしま

す。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第4項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございます。承認することにいたします。

次に、第5項について、提案いたします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

第5項、契約、売買、所在、西牟田、地目、畑、2筆、面積、319平米、貸人、福岡市東区の_____、受人、大字一条の_____、申請事由につきましては自己住宅建設となっております。場所の確認をお願いします。（地図により位置説明）農地区分といたしましては、地図の上の方にJRの西牟田駅がございます。で、JR西牟田駅、駅から300m以内は3種農地と、基本的に転用を認めますという農地区分に今回該当いたしますので、農地区分といたしましては第3種農地という判断をしております。売買価格につきましては総額____万円、坪単価の約____万円となっております。説明は以上です。

○議長

次に担当委員の説明をお願いします。

○担当委員

5項につきましては事務局より説明のとおりであります。場所につきましては次の5ページにあります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長

それでは説明も終わりましたので、第5項について、質問のある方はどうぞお願いいたします。

【質問なし】

質問も無いようでございますので採決をとります。

議案第6号第5項について、承認することに賛成の方挙手をお願いいたします。

【賛成者挙手】

賛成全員でございますので、承認することにいたします。

本日の案件は、これで全て終了いたしました。

これをもちまして第5回農業委員会を閉会いたします。

午後2時34分 閉会